

# 外国人との 「言葉の壁」に困っていませんか？

## (公財)札幌国際プラザ 「さっぽろコミュニティ通訳」のご案内

学校や保育所、区役所等において外国人とのコミュニケーションを円滑にするため、研修や経験を積んだ通訳ボランティアを派遣します。  
**費用は、一切かかりません。まずはお気軽にお問合せください。**

◎派遣対象 **原則として、札幌市の関連施設（認可保育所を含む）へ派遣します。**

- (活用例) ・学校や保育所等での外国人保護者との懇談、進路相談  
 ・保育所の入所申請や妊娠・出産に係る保健センターでの手続き  
 ・障がいなど福祉に係る区役所での手続き  
 ・保健師の乳幼児家庭訪問、赤ちゃん健診 など

◎利用可能日および時間

**(原則として) 月曜日～金曜日 9:00～17:30**

- ※その他の日時希望の場合はご相談ください。
- ※利用は2時間以内でお願いします。



◎対応言語

**英語、中国語、タイ語、ロシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、  
クメール語（カンボジア語）、モンゴル語**

※その他の言語はお問い合わせください

\* 当制度は札幌市補助事業として運営しており、国際プラザが通訳者に交通費を支給します。  
**行政機関・利用者の費用負担はありません。**

～ 利用の流れ、利用上の注意は裏面をご覧ください。～

問合せ・依頼先

**(公財) 札幌国際プラザ 多文化交流部**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル3階

TEL : 011-211-2105 FAX : 011-232-3833

E-mail : community@plaza-sapporo.or.jp

## 利用の流れ

### まずは国際プラザに連絡し、ご相談ください。

国際プラザは内容や日程などを検討し、派遣可能かどうか判断します。

### 派遣が決まったら、国際プラザに「派遣依頼票」（様式1）を提出します。

基本的には、行政機関、学校等が依頼者となります。

外国人から依頼が来た場合は、国際プラザから各機関に連絡し、依頼票をご提出いただきます。

※保育所入所申込みのための保育所見学の場合のみ、外国人利用者が依頼票を提出します。

### 利用上の注意の確認や、通訳に必要な情報（当日使用する資料等）提供をお願いします。

通訳者との間で事前に確認が必要な事項がある場合は、国際プラザを通じて行います。

### ★派遣当日★ 原則として、利用は2時間以内でお願いします。

通訳活動をスムーズに行うため、国際プラザの職員が同行することがあります。

### 終了後、14日以内にプラザに「利用後アンケート（様式2）」を提出してください。

## 利用上の注意

- 通訳者は、市民の善意によるボランティアとして協力しています。プロの通訳ではないことをご理解ください。
- 通訳に必要な個人情報を通訳者に伝えることがあります。なお、その個人情報は通訳以外の目的には使用いたしません。
- 誤訳などによる事故に関して、札幌国際プラザ及び通訳者個人は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- 通訳内容に関わらない事故、活動に関わる通訳者本人または他人に負わせた怪我等の傷害事故、他人の所有物損壊等の賠償責任については、『ボランティア活動保険』で保障されます。
- 通訳者の連絡先（電話番号、住所、メールアドレスなど）を含む個人情報は一切教えられません。通訳者にもたずねないでください。
- 依頼書に書いてある内容以外のことは基本的に行いません。現場での新たな依頼には対応できません。
- 通訳者は判断を下したり、アドバイスしたりすることはありません。
- 通訳は逐次通訳となりますので、区切りながら話すようお願いいたします。通訳を入れない場合の2倍時間がかかります。
- 通訳者を介して話さず、直接外国人に向かって話すようお願いいたします。
- さっぽろコミュニティ通訳は、原則として札幌市の公的機関や学校などに通訳を派遣する制度です。ただし、次の内容を除きます。
  - (1) イベントの参加など、娯楽を目的としたもの
  - (2) セミナーや説明会など、対象が多数であるもの
  - (3) 利益を目的としたり、もしくは高度な専門知識を要するなど、基本的行政サービスを超越したもの
  - (4) 病院及びこれに類する施設における医療通訳
  - (5) 警察、裁判所、弁護士事務所など、司法に関連した分野における通訳
  - (6) 不利益処分や係争中のもの
  - (7) 学校での試験や学習支援、単なる付き添いなど、通訳と認められないもの
  - (8) その他、本制度の趣旨にそぐわないもの